



認定の一時停止、取り消し又は縮小

PJLA が、高い信頼性と顧客からの支持を維持するためには、認定の一時停止又は解除に至る不正な行動に対処するための効果的な実施体系がなくてはならない。

本手順書では、違反の疑いのある者を公正に扱い、同時に第三者認定の実現性及び整合性を保護する方法について記載する。



認定の一時停止、取り消し又は縮小

1.0 一般事項

- 1.1 目的：認定の一時停止及び/又は取り消し、並びに認定範囲の縮小の手順について定義するものである。
- 1.2 認定範囲：全ての PJLA 認定活動及び認定を受けたラボラトリを網羅する。

2.0 関係する手順書、定義、付属書

- 2.1 ISO/IEC 17011:2017
- 2.2 IPL-2 品質マニュアル
- 2.3 IPL-1 法規による
- 2.4 SOP-10 異議・不服申し立てに関する手順書
- 2.5 SOP-1 認定手順
- 2.6 LF-3 認定委託契約書
- 2.7 SOP-3 認定の主張及びシンボルの使用
- 2.8 WI-25 一時停止／取り消しに関する要領書
- 2.9 DOD 条件及び基準
- 2.10 DOECAP 条件及び基準

3.0 責任

- 3.1 代表取締役社長又は指名を受けた者は、契約上の違反及び認定に関する問題が発生した場合、認定範囲の縮小、認定の一時停止又は取り消しについて責任を負う。

4.0 警告及び強制的な一時停止

- 4.1 PJLA 手順書や認定委託契約書（LF-3）を始めとする文書に規定された禁止行為を行ったラボラトリは、代表取締役社長又は指名を受けた者から不履行の事実について書面で通知される。これを警告という。禁止行為に関する詳細は、本手順書の付属書 A を参照すること。
- 4.2 警告には、ラボラトリがいつまでにその不履行を是正すべきかを示す期限が記載される。
- 4.3 ラボラトリが、この期限に間に合わなかった場合、代表取締役社長又は指名を受けた者が、ラボラトリに対し正式に認定の一時停止を行い、ラボラトリが本決定に関し、異議・不服を申し立てる権利を有することを通知する書面を書留郵便な

認定の一時停止、取り消し又は縮小

ど受け取りにサインが必要な手段によって発行する。異議・不服申し立ては、書面の通知日から 15 日以内に行われるものとし、PJLA の『異議・不服申し立て手順(SOP-10)』に従って処理される。異議・不服申し立てが開始された場合、決定がなされるまで認定の一時停止状態は継続するが、これは異議・不服申し立ての要請後 30 日までとする。認定の一時停止に関する書面によって、ラボラトリは認定を取得していることを宣伝しないこと、又、販売促進資料、報告書及びウェブサイトなどから認定を主張するいかなるものも直ちに削除するよう通知される。加えて、ラボラトリは、認定の一時停止に関する書面の日付から 7 日以内にその認定に依存している全ての関連顧客に知らせるよう通知される。認定証は、PJLA ウェブサイトの『認定取得試験所・校正機関』リストから削除され、『一時停止』リストに掲載される。

- 4.3.1 ラボラトリが満足な是正を提出することができなかった場合、一時停止を解除し、認定証の取り消しを防ぐためには、指定された期間内に本不履行を是正し、是正の証拠を提出するように通知される。（具体的な期限については、付属書 A を参照のこと）。
- 4.3.2 ラボラトリの認定証が既に失効しており、一時停止を行う認定証がない場合、その違反が解決するまでラボラトリの認定証はウェブサイトから削除されることを通知される。ラボラトリは、認定が失効となっている期間は認定を主張することができない旨を明確に理解しておく必要がある。（本プロセスの管理については、付属書 A を参照のこと）

5.0 認定の強制的な取り消し

- 5.1 認定の取り消し手続きは、以下の状況下で行使される。

- 5.1.1 一時停止の状況にあるラボラトリが、所定の期間内に PJLA が満足するように原因を是正できなかった場合、又は、

- 5.1.2 一時停止となった後、ラボラトリが過去 12 か月以内に、更に禁止された行動を行った場合。

- 5.1.3 詳細/事例は、本手順書の付属書 A を参照すること。

- 5.2 代表取締役社長又は指名を受けた者は、ラボラトリに対し、書留郵便又は受け取りにサインが必要なその他の通信手段で、認定取り消しに関する通知を書面にて発行する。先の一時停止に関する書面に記載のある通り、認定の取り消しに関する書面にも、ラボラトリは認定を取得していることを宣伝しないこと、又、販売促進資料、

認定の一時停止、取り消し又は縮小

報告書及びウェブサイトなどから認定を主張するいかなるものも直ちに削除するよう通知される。加えて、先の一時停止に関する書面に記載のある通り、ラボラトリは、その認定に依存している全ての関連顧客に知らせるよう通知される。認定証は、PJLA ウェブサイトの『認定取得試験所・校正機関』リストから削除され、『一時停止』リストに掲載される。代表取締役社長又は指名を受けた者は、必要に応じて、技術委員会及び/又は判定委員会を活用し、ラボラトリの認定取り消しに対する最終決定を行う。

- 5.3 ラボラトリの認定証が既に失効しており、取り消しを行う認定証がない場合、違反を解決するまでその認定証はウェブサイトから削除されることがラボラトリに通知される。ラボラトリは、認定が失効となっている期間は認定を主張することができない旨を明確に理解しておく必要がある。

6.0 認定の縮小

- 6.1 認定されたラボラトリの認定範囲のうち、特定分野において認定要求事項を満たすことができなかった場合、強制的な認定範囲の縮小が生じる可能性がある。
- 6.2 代表取締役社長又は指名を受けた者は、必要に応じて、審査チーム及び判定委員会とともに強制的な認定範囲の縮小を決定する。
- 6.3 ラボラトリは、認定範囲縮小の決定から 15 日以内に書面にてその決定を通知される。その書面によって、ラボラトリは認定範囲から削除された項目に対し、認定を取得していることを宣伝しないこと、又、販売促進資料、報告書及びウェブサイトなどから認定を主張するいかなるものも削除するよう通知される。加えて、ラボラトリは、認定に依存している全ての関連顧客に知らせるよう通知される。認定証は改訂され、PJLA ウェブサイトの『認定取得試験所・校正機関』リストに掲載される。ラボラトリは、審議内容のコピーを受け取る機会を与えられており、PJLA の『異議・不服申し立て手順(SOP-10)』に従って不服を申し立てる選択肢があることを通知される。異議・不服申し立ては、書面の通知日から 15 日以内に行われ、『異議・不服申し立て手順(SOP10)』に従って処理される。異議・不服申し立てが開始された場合、決定がなされるまで認定範囲縮小の決定は保留されるが、これは異議・不服申し立ての要請後 30 日以内とする。

7.0 ラボラトリが不正行為を行った場合

- 7.1 PJLA は、ラボラトリに不正行為があった場合、その認定を一時停止及び取り消す権利を有する。PJLA は、不正行為の申し立てについて速やかに調査を行う。ラボラトリが、意図的に虚偽の情報を提供したり、情報を隠蔽したことが判明した場合、そ

認定の一時停止、取り消し又は縮小

の認定証は PJLA のウェブサイトから削除され、認定が無効となったことが通知される。

8.0 認定の自発的な一時停止、取り消し又はトランスファー

- 8.1 代表取締役社長又は指名を受けた者は、認定の自発的な一時停止、取り消し又はトランスファーを要請するラボラトリからの問い合わせを受け付ける。
- 8.2 代表取締役社長又は指名を受けた者は、ラボラトリと共にこれらの決定の理由を協議し、効力発生日を決定する。ラボラトリがもはや事業を行わない、又は認定を維持しないことを主張した場合、その認定は直ちに取消される。ラボラトリが、他の認定機関へのトランスファーを実施することを PJLA に通知した場合、代表取締役社長又は指名を受けた者は、ラボラトリと連絡を取り、過去の審査報告書の公開を始めとするトランスファー・プロセスを支援し、PJLA による認定が不要となる効力発生日について協議する。ラボラトリが、年 1 回の審査スケジュール、金融債務、及び是正処置に関する問題など、その認定を維持する義務を果たさなかった場合、PJLA は認定証の有効性を維持することを認めない。ラボラトリがこれらの義務を果たすことができない場合、トランスファーを行うかどうかにかかわらず、本手順書に定められている通り、その認定証は一時停止又は取消プロセスへと進められる。ラボラトリが良好な状態にあれば、認定証は、有効期限が満了するまで、又はラボラトリが PJLA に他の認定機関との新しい効力発生日を通知するまでのどちらか早い時点まで、PJLA のウェブサイトに取り続き掲載される。

9.0 記録

- 9.1 代表取締役社長又は指名を受けた者は、警告、一時停止、最終警告、取消し処置、及び適用範囲縮小に関する全ての記録を SOP-5 に従って保持する。



認定の一時停止、取り消し又は縮小

付属書 A：一時停止及び取り消しに関するプロセス

1.0 1年以内に審査を予定することができない場合

ラボラトリは、審査日の確認を審査期日の 60～90 日前までに受ける。審査日が確認されない場合、PJLA 本社から認定の一時停止に関する警告書が届くことを認定プログラムアシスタントが電子メールで警告する。



返答がなく、審査期日から 30 日が経過した場合、15 日以内に PJLA 本社と連絡を取り、審査日を決定するよう、ラボラトリに警告書が送付される。



15 日以内に返答がない場合、ラボラトリに一時停止に関する書面が送付され、45 日以内に審査日を決定しなければ、認定が取り消されるということが通知される。認定証は、PJLA ウェブサイトの『認定取得試験所・校正機関』リストから削除され、『一時停止』リストに掲載される。



45 日が経過した場合、ラボラトリの認定証が PJLA のウェブサイトから削除されたことを通知される。

2.0 是正処置を実施することができない場合

ラボラトリは、審査最終日から 60 日以内に是正処置を完了しなければならない。



是正処置が審査員又は審査チームに提出されなかった場合、ラボラトリに対し 30 日以内には正処置を提出するよう最初の警告書が送付される。



30 日以内に返答がなかった場合、一時停止に関する書面がラボラトリに送付され、是正処置を 15 日以内に提出するよう通知される。認定証は、PJLA ウェブサイトの『一時停止』リストに掲載される。



15 日が経過した場合、ラボラトリの認定証が PJLA のウェブサイトから削除されたことを通知される。



認定の一時停止、取り消し又は縮小

3.0 金融債務を履行できない場合

請求書は、受領し次第支払期日が到来する。ラボラトリは、請求書の発行日から 30 日後又は支払いの取決めに従い、売掛金を支払うよう要求される。



請求書の発行日から 60 日以内に支払いがなされない場合、30 日以内に支払いを行うようラボラトリに対し最初の警告書が送付される。



30 日が経過した場合、一時停止に関する書面がラボラトリに送付され、15 日以内に支払いを行うよう通知される。認定証は、PJLA ウェブサイトの『一時停止』リストに掲載される。



15 日が経過した場合、ラボラトリの認定証が PJLA のウェブサイトから削除されたことを通知される。

4.0 苦情への対応ができない場合

ラボラトリは、問題の状況及び重大性に基づき、適正な期間内に苦情に対応するよう通知される。



その期間が過ぎた場合、ラボラトリに対し、15 日以内に対応しなければ、認定が一時停止となることを知らせる警告書が送付される。



返答がなければ、ラボラトリの認定は一時停止となり、さらに 15 日間の猶予を与えられるが、この期限内に返答がなければ、その認定は取り消される。認定証は、PJLA ウェブサイトの『一時停止』リストに掲載される。



15 日以内に返答がない場合、ラボラトリの認定証が、PJLA のウェブサイトから削除される。

5.0 ラボラトリが不正行為を行った場合

PJLA は、ラボラトリに不正行為があった場合、その認定を一時停止及び取り消す権利を有する。PJLA は、不正行為の申し立てについて速やかに調査を行う。ラボラトリが、意図的に虚偽の情報を提供したり、情報を隠蔽したことが判明した場合、その認定証は PJLA のウェブサイトから削除され、認定が無効となったことが通知される。



認定の一時停止、取り消し又は縮小

6.0 認定の自発的な一時停止、取り消し又はトランスファー

ラボラトリが、認定の一時停止、取り消し又はトランスファーを希望することを PJLA に通知した場合、代表取締役社長又は指名を受けた者に直ちにその旨が通知される。



代表取締役社長又は指名を受けた者は、ラボラトリと連絡を取り、その効力発生日について確認する。7 日以内に口頭での確認ができない場合は、適切な取り消しの効力発生日を指定することを確実とするため、追加情報を要請する正式な通知書がラボラトリに送付される。ラボラトリは、14 日以内に返答する。



14 日が経過しても確認がとれない場合、PJLA は認定の即時取り消し日を設定する権利を有する。PJLA が、ラボラトリから別の認定機関へのトランスファーについて通知された場合には、認定の維持状況に基づいて、代表取締役社長又は指名を受けた者が認定取り消し日を決定する。ラボラトリが適正な状態にあれば、その認定証は期限満了日まで、又はラボラトリが PJLA に対する認定義務を果たさなくなるまで（例：スケジュールの不履行、是正処置への未対応、金融債務の不履行など）有効とされる。書面は正式な取り消し日から 7 日以内に送付される。

7.0 規制機関への通知

DoD ELAP、DOECAP、EPA NILAP、FCC などのプログラムに従って認定を受けたラボラトリの認定ステータスについて何らかの変更があり、その通知を必要とする規制機関と PJLA が協定を結んでいる場合は、変更から 48 時間以内に通知する。適切なプログラムデータベーステンプレート（例：DoD Denix Load Sheet）もこの時点で提出される。